

# 面会規程

医療法人 讚和会  
友愛会病院

# 面会規程

## 第1条（目的）

本規程は友愛会病院（以下「当院」という。）における入院中の患者の療養環境の確保、尊厳及び権利の尊重並びに家族等との関係性の維持を目的として、当院における面会の基本方針及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（基本方針）

1. 当院は、正当な理由なく、入院中の患者に対する家族その他これに準ずる者（以下「家族等」という。）による面会を妨げないものとする。
2. 面会は、患者の療養及び回復に資する重要な支援であることを踏まえ、患者の意思を尊重しつつ、適切に実施されるべきものとする。
3. 面会者は、患者本人が面会を希望する家族、親族、友人、その他患者の療養支援に必要と認められる者とする。

## 第3条（面会時間および場所）

1. 面会時間は、原則として 平日・土曜日：13時～20時、日曜日・祝日：10時00～20時とする。
2. 面会場所は、当院が指定する場所とする。
3. 患者の状態により、第5条に定めたとおり病院が時間外面会を認める場合がある。
4. 面会者は、来院時に受付又は病棟で所定の手続きを行い、病院が定める面会ルールを遵守するものとする。
5. 面会者は、院内感染防止の観点から、以下の事項を遵守しなければならない。
  - 1) 感染対策の基本として、面会前後に手指衛生を実施すること
  - 2) 院内では、感染防止の観点からマスクを着用しなければならない
  - 3) 体調不良（発熱、咳、咽頭痛、下痢等）がある場合は面会を控えること
  - 4) 病院職員から感染対策上の指示に従うこと

## 第4条（面会制限）

1. 当院は、次の各号に掲げる場合に限り、必要最小限の範囲で面会の全部又は一部を制限することができる。
  - 1) 感染症の発生又は流行により、院内感染防止対策が必要な場合
  - 2) 患者の治療上又は安全確保上、面会が支障となる場合
  - 3) 他の患者の療養環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合
  - 4) その他、医療上又は管理上やむを得ないと認められる正当な理由がある場合
2. 前項の規定による面会制限は、一律又は恒常的なものとならないよう配慮するものとする。
3. 感染症の発生又は流行に伴う面会制限の具体的な基準、運用、開始及び解除の判断については、別に定める「面会制限に関する院内マニュアル」に基づき運用する。

#### 第5条（特別な配慮を要する面会）

以下の場合、通常の面会基準を超える面会を認めるものとする。

1. 終末期や看取り期
2. 病状の急変等により家族の付き添いが必要と判断される場合
3. その他、主治医が必要と認めた場合。

#### 第6条（職員の責務）

職員は、本規程の趣旨を十分に理解し、患者及び家族等に配慮した対応を行うものとする。

#### 第7条（規程の見直し）

本規程は、法令、診療報酬上の取扱いその他社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

附 則 本規程は、2026年6月1日から施行する。